

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
2024年 6月 18日	
都道府県知事 (市長)	殿
提出者	
住 所 福岡県飯塚市伊川 1115	
氏 名 一番食品株式会社	
代表取締役 有吉 崇	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0948-22-0100	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	一番食品株式会社
事業場の所在地	福岡県飯塚市伊川 1115
計画期間	202 3 ⁴ 年3月1日 ~ 202 4 ⁵ 年2月28日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①・事業の種類	食料品製造業
②事業の規模	7,526,649千円
③従業員数	489人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	製造工程 → 廃プラ → 廃棄物処理業者(焼却) → 埋立 ↓ ↓ ↓ 廃棄物処理業者(RPF化) 無償引取(リサイクル) 製造工程 → 金属 → 廃棄物処理業者(選別) → リサイクル ↓ 有価買取(リサイクル)



(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 総括責任者 代表取締役 有吉 崇 ↓ 製造部 責任者 ↓ 各工場の工場長 ↓ 廃棄物担当者 ↓ 全従業員			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属(一斗缶)
	排 出 量	103.86 t	74.35 t
	(これまでに実施した取組) 廃プラスチック類に関しましては分別を行い、一部無償引取をしてリサイクルに努めています。 金属(一斗缶)に関しましては、リサイクルをおこなっております。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属(一斗缶)
	排 出 量	103 t	74 t
	(今後実施する予定の取組) 現状の取り組みの強化と包材ロスを減らすために歩留りの向上に努めていきます。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラスチック類は、無償引取分と産業廃棄物分に分別しています。 産業廃棄物分は更に分別して、できるだけリサイクルに回るようにしています。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状の取り組みを強化し、少しでも分別を行い廃棄物の発生抑制や減量化に努めます。		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属(一斗缶)
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 自社での再生利用は行っていません。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属(一斗缶)
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 自社での再生利用は行っていません。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属(一斗缶)
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 自社での中間処理は行っていません。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属(一斗缶)
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 自社での中間処理は行っていません。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属(一斗缶)
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 海洋投棄は行っていません。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属(一斗缶)
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 海洋投棄は行っていません。		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属(一斗缶)
	全 処 理 委 託 量	103.86 t	74.35 t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	90.08 t	0 t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	13.78 t	74.35 t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	90.08 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し書面による契約を実施。また、委託先処理業者には定期的に現地視察を行っています。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属(一斗缶)
	全 処 理 委 託 量	103 t	74 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	90 t	0 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	13 t	74 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	90 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 今後も委託先処理業者の定期的な現地視察を行います。 また、再生利用・熱回収が可能な廃棄物については、その方面の業者に処理を委託していきます。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
2024年 6月 18日	
都道府県知事 (市長)	殿
提出者	
住 所	別紙の通り
氏 名	別紙の通り
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	別紙の通り
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	別紙の通り
事業場の所在地	別紙の通り
計画期間	別紙の通り
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①・事業の種類	別紙の通り
②事業の規模	別紙の通り
③従業員数	別紙の通り
④産業廃棄物の一連の処理の工程	排水処理施設 → 汚泥 → 汚泥脱水処理 → 廃棄物処理業者(堆肥化) ↓ 廃棄物処理業者(脱水・水処理) → 堆肥化 製造工程 → 汚泥 → 廃棄物処理業者(脱水・水処理) → 堆肥化 ↓ 廃棄物処理業者(焼却・熱回収) → 埋立 製造工程 → ガラス屑(びん) → 廃棄物処理業者 → リサイクル



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 別紙の通り			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	ガラス屑(ビン)
	排 出 量	1620.41 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 排水処理施設での余剰汚泥抑制のため、前処理の強化をはかっています。製造工程では、スープのロスを減らすために歩留りの向上や、不動態在庫を抱えないような生産の取り組みをしています。また、新設された排水処理施設で廃スープの処理も一部おこなっております。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	ガラス屑(ビン)
	排 出 量	1620 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 現状の取り組みの継続・強化に努めていきます。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ロス等で包装している物は機械で破砕して、エキスと包材とに分別して処理しやすい形としています。 ビンに関しては、茶ビン・透明ビン・多色ビンの3種類で分別。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 今後も人員等の問題もありますが、可能な限り分別処理していきます。		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	ガラス屑(ビン)
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 自社での再生利用は行っていません。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	ガラス屑(ビン)
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 自社での再生利用は行っていません。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	ガラス屑(ビン)
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	1042.68 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 余剰汚泥を脱水機により減量化。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	ガラス屑(ビン)
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	1043 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 余剰汚泥の減量化を行う脱水機も老朽化が進んできているため、今後更新も必要になってきます。次回購入する機会があれば更なる効率の良い脱水機の検討をおこないます。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	ガラス屑(ビン)
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 海洋投棄は行っていない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	ガラス屑(ビン)
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 海洋投棄は行っていない。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	ガラス屑(ビン)
	全 処 理 委 託 量	577.73 t	0 t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	110.29 t	0 t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	467.44 t	0 t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	110.29 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し書面による契約を実施。また、委託先処理業者には定期的に現地視察を行っています。		

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	ガラス屑(びん)
	全処理委託量	577 t	1.5 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	110 t	0 t
	再生利用業者への 処理委託量	467 t	1.5 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	110 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 今後も委託先処理業者の定期的な現地視察を行います。 また、再生利用・熱回収が可能な廃棄物については、その方面の業者に処理を委託していきます。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。